平成28年度

安全大会

主催 川瀬産商株式会社

開催日時 平成28年10月29日(土) 開催場所 セミナー&カルチャーセンター臨湖

平成28年度 安全大会式次第

- 1 開会の辞
- 2 社長挨拶
- 3 社会保険について
- 4 足場の法改正について
- 5 トラブル事例の報告
- 6 安全教育(動画 時間の都合で中止の可能性有り)
- 7 請求書の記入について
- 8 協力業者様より要望、提案
- 8 常務挨拶
- 9 閉会の辞

3. 社会保険について

滋監第 1114 号 平成28年(2016年)9月21日

各関係団体の長 様

土木交通部監理課長 (公印省略)

滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正について (通知)

平素は、本県土木交通行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、建設工事請負契約約款を一部改正し、本県ホームページ(http://www.pref.shiga.lg.jp/ny usatsu/koukyo_kouji/kitei.html)に掲載しましたのでお知らせします。 つきましては、貴会会員様への周知等についてよろしくお願いします。

記

1. 建設工事請負契約約款の一部改正

〇改正概要

建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保し公平で健全な競争暴境を構築する観点から、現在、下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事については4,500万円)以上の工事については、元誥企業の社会保険等未加入企業との一次下請契約の締結を禁止しているところですが、平成28年10月1日以降に県が入札公告を行う工事より、下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事については4,500万円)未満のものについて、本措置を拡大します。

この条項に違反した場合は、元請企業に対して入札参加停止措置および工事成績評定の減点を行うものとします。

審査契約係 陌間・片桐

TEL: 077-528-4116 FAX: 077-524-0943

/-N:ha0002@pref.shiga.lg.jp

具体的に言うと・・・

元請け 川瀬産商株式会社

1次下請け 給排水衛生設備 〇〇設備 1次下請け 空調配管設備 ムム設備 1次下請け ダクト工事 XX設備 1次下請け 保温工事 ☆☆工業

1次下請け 雑工事 ??設備



今までは・・・

給排水衛生設備を施工する〇〇設備は1人親方として 仕事を行っているが請け負う仕事の内容に応じて 同じ配管工事を行う仲間である 〇山さん 〇田さんに応援を依頼して請け負いをしていた

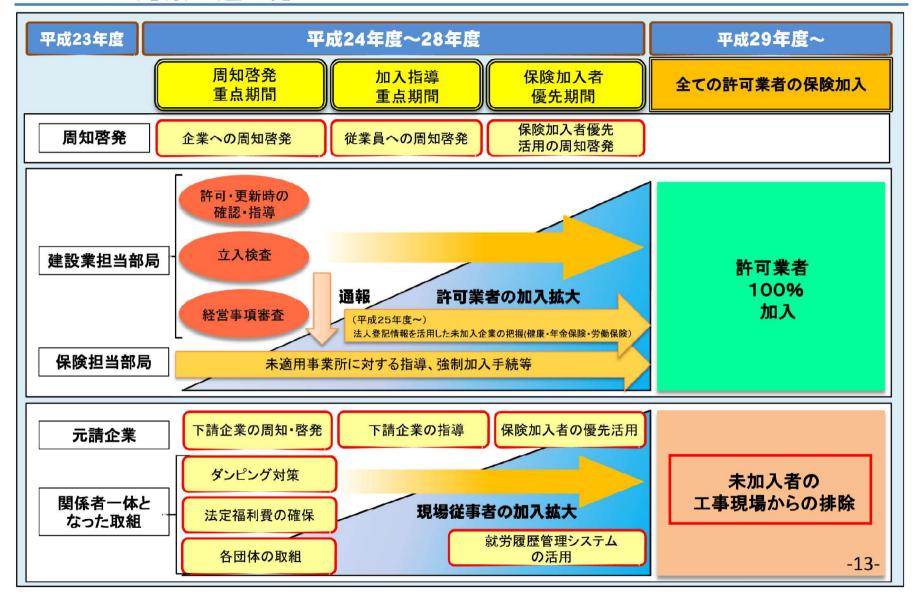


今後は・・・

応援を依頼する人も雇用保険もしくは日雇い保険に加入する必要が出ます 1次下請負業者が社会保険等に未加入の場合は元請負業者に評価点の減点又は その後の入札の指名停止措置がとられます

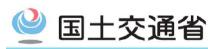
社会保険の支払を逃れる為に応援を依頼している〇山さん 〇田さんを社員ではなく 2次下請負 3次下請負とする事は偽装請負に抵触する恐れがあります。

Ⅱ-3 対策の進め方



建設業における社会保険未加入問題への対策について

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会 平成24年2月23日



|-1 社会保険加入の徹底

○ このような状況に対し、建設業に関わる関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。

不公正な競争環境

技能労働者の処遇低下

社会保険加入の徹底

企業間の健全な競争環境の構築

持続的な発展に必要な人材の確保

社会保険加入の徹底

- 〇法定福利費の適切な負担
- ○建設技能労働者の公的保障の確保
- 〇不良不適格業者の排除

推進・支援

元請企業

下請企業



発注者

一体となった取り組み

国·都道府県 (建設業担当部局)

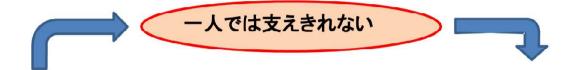
関係団体

建設技能労働者

Ⅰ −2 社会保険とは

草に、の中のロスク

- 私たちが日々暮らす中では、避けがたいさまざまなリスクがあります。
- そういった時に生活を支えるために設けられている公の仕組みが雇用·医療·年金の各公的保険制度です。
- これらは加入する労働者・事業主が払う保険料と公の税金によって賄われています。
- 社会保険への加入は法律上の義務ですが、建設労働者の権利でもあるのです。



春らしの	+077/
失業	不景気の中では仕事がなくなり、失 業してしまうことがあります。
病気やケガ	建設労働は体を痛めがちですが、 病気やケガをして病院に行くと医療 費がかかります。
無収入	年をとって仕事ができなくなると収 入がなくなってしまします。

みんな	ビリスク	を文える仕組み=社会保険
雇用保障		に業した時に一定期間失業手当が給 けされます。
医療保障		-定の自己負担だけで医療機関で診 張してもらうことができます。
年金保障	し 障 に	O歳以上になった時、加入期間に応 で毎月年金が給付されます。 は害を負った時や本人が亡くなった時 は障害年金や遺族年金が給付され です。

フリャズロッカナナニア440フェーサム/1216

- •事業所単位で加入
- ・その事業所で働く労働者は全て加入
- ・労働者・事業主の保険料と公費(税金)で賄う

Ⅱ-1 社会保険未加入の要因と対策②

<保険未加入の要因>

(元請等企業の実情)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

保険加入が義務であることに対する不知

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

保険加入が義務であることに対する不知

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

(保険料負扣関係)

受注競争が激化する中で単価の引き下げ圧力・ダンピング

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(実務関係)

日々流動的な雇用関係の中適切に管理する仕組みがない。

社会保険の手続に精通した従業員がいない

く対 策>

Ⅲ-3. 建設企業の取組

①元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の 保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- ②元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
- ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制 に向けた啓発・指導。
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負 契約締結の抑止。
- ③建設企業(特に下請企業)における取組
- ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
- ・業界における見積時の法定福利費の明示等。

Ⅲ-4. 法定福利費の確保

- (1) 法定福利費の確保
 - ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
 - ②業界における見積時の法定福利費の明示
 - ③ダンピング対策
- (2) 重層下請構造の是正
- (3) 一人親方の増加の抑止

Ⅲ-5. その他

- (1) 就労履歴管理システムの推進
- (2) 社会保険適用促進に向けた研究

(参考 I -2-1) 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

			労	働保険	社会保障	¢	古张 > 4 4 5
事業所の 形態	東所の 常用労働者 成数 就労形態		雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	事業主負担計 (賃金等に対する比率)	
	1人~	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	O3保険の負担 14.804%
法 人 約 40万社	-	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円~88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	〇日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円~88円
	_	役員等	-	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	〇2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
	5人~	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぼ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	O3保険の負担 14.804%
個人事 業主	1人~4人	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	〇雇用保険の負担 1. 150%
約 10万者	-	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円~88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	〇日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円~88円
	_	事業主、 一人親方	_	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	〇労災保険料の負担

^{※1} 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

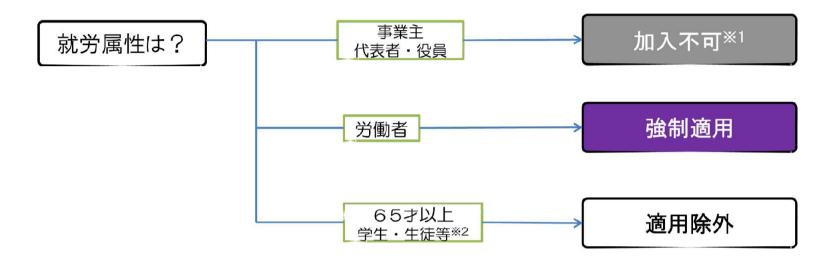
に出並と自己、「子工十並を並加入民とかい。	
:事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)	:事業主負担がない部分

^{※2} 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

(参考 I -2-2) 社会保険の適用関係について①

〇雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。

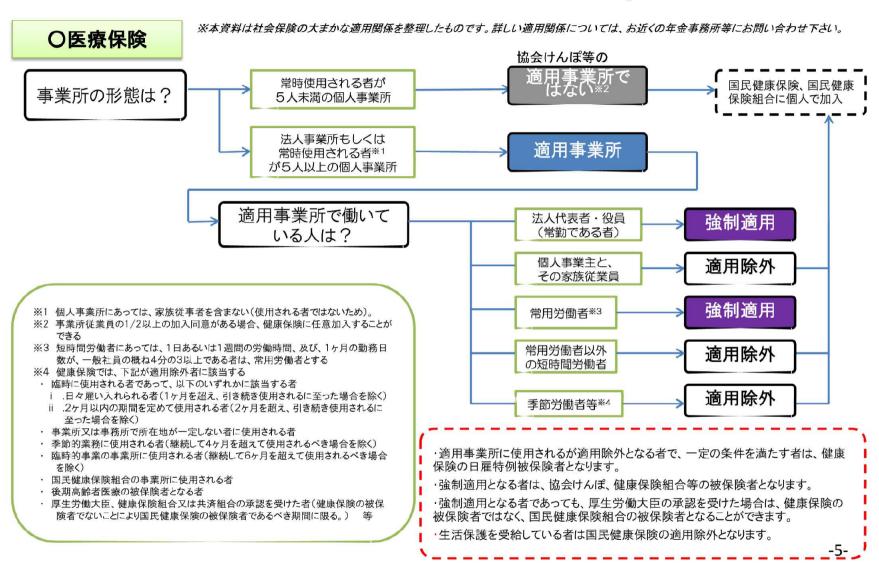


※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、 使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める 老 笠
- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保 険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

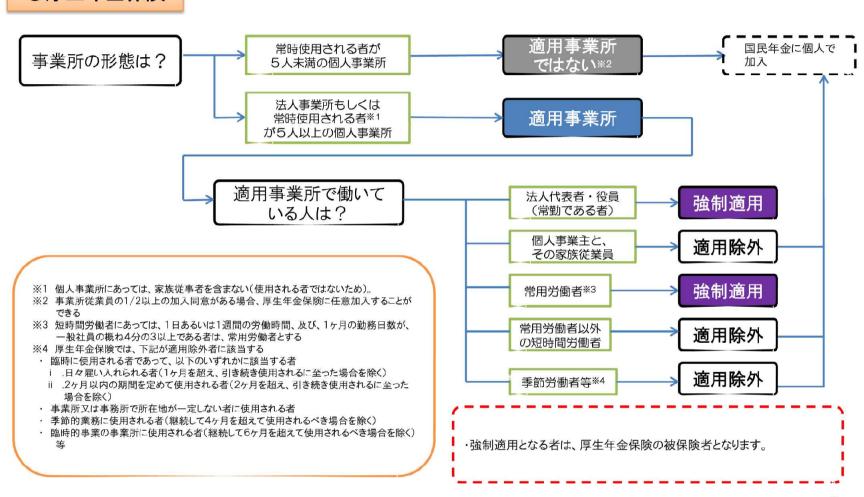
(参考 1-2-3) 社会保険の適用関係について②



(参考 1-2-4) 社会保険の適用関係について③

〇厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



Ⅰ - 3 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

(平成24年7月30日 第2回社会保険未加入対策推進協議会WG 資料8)

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日 国土交通省土地·建設産業局建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。 最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了知願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時 従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが 健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などで あって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているも のとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である(現在では新設は認められていない)。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、 従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加し た際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承 認)を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民 健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

Ⅱ-1 社会保険未加入の要因と対策①

○ 社会保険への加入が進まない主な要因を分析・整理し、それぞれに対応した対策を関係者がそれぞれ の立場から総合的に推進することとしています。

<保険未加入の要因>

(行政の現状)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

(企業の認識)

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

<対 策>

Ⅲ-1. 行政·元請·下請等の関係者が一体となった 保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置 (全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

Ⅲ-2. 行政による制度的チェック・指導

- (1) 建設業許可・更新時の加入状況確認
- ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- (2)建設業担当部局による監督
- ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業 の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、な お保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- (3)経営事項審査の厳格化
- ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- (4) 社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
- ・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。 -10-

Ⅱ-1 社会保険未加入の要因と対策②

<保険未加入の要因>

(元請等企業の実情)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

保険加入が義務であることに対する不知

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

保険加入が義務であることに対する不知

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で単価の引き下げ圧力・ダンピング

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(実務関係)

日々流動的な雇用関係の中適切に管理する仕組みがない。

社会保険の手続に精通した従業員がいない

く対 策>

Ⅲ-3. 建設企業の取組

①元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の 保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- ②元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
- ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- ③建設企業(特に下請企業)における取組
- ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
- ・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

Ⅲ-4. 法定福利費の確保

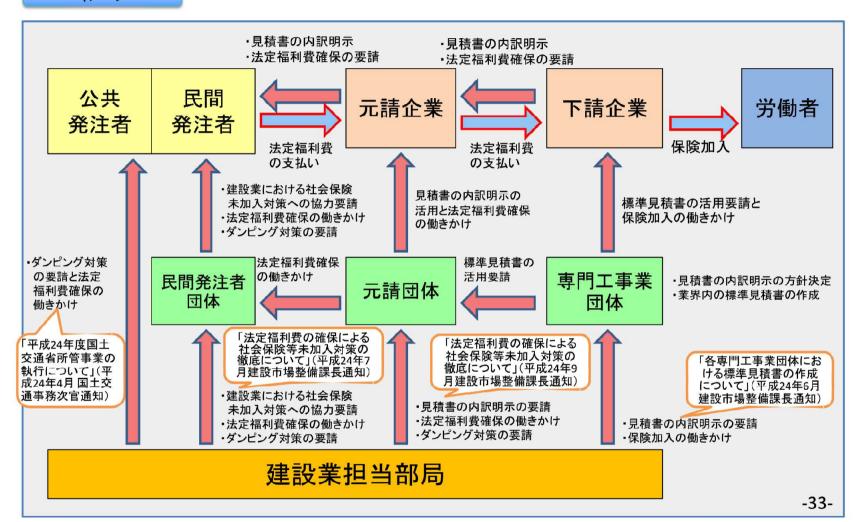
- (1) 法定福利費の確保
 - ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策
- (2) 重層下請構造の是正
- (3) 一人親方の増加の抑止

Ⅲ-5. その他

- (1) 就労履歴管理システムの推進
- (2) 社会保険適用促進に向けた研究

(参考Ⅲ-5(1)-1) 法定福利費の確保イメージ

イメージ



法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知(平成24年9月13日)の趣旨)

発注者団体

元請団体

○法定福利費の確保に努める旨を、 団体の加入促進計画等で明示

〇会員企業の取り組みを支えるため、団体から各発注者団体に対し、法定福利費の確保を要請するなど働きかけ。

<傘下企業への周知事項>

- ①適正な法定福利費の確保
- ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
- ③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重
- ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底

<元請企業の役割>

発注者

元請企業

下請企業

②法定福利費を含む適正 な金額による見積・請負契 約の締結を発注者に求める こと ①法定福利費は競争上変動費として扱うべきではなく、見積から契約まで必要な労務費と合わせて 適正な法定福利費を確保すること

- ③見積時に<u>法定福利費の内訳が明示された標準見積書が専門工事業者から提示された場合には、これを尊重</u>して請負契約を締結すること
- ④必要な法定福利費を確保し、下請企業の不安の解消に努めつつ、社会保険加入 の指導等の徹底、将来的な未加入事業者 の排除に向け取り組みを進めること

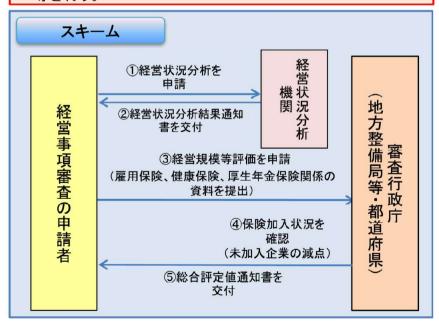
※傘下企業の内部において、工事の受注担当部局や専門工事業社の調達部門等も含め必要部署に徹底されるよう周知すること38-

Ⅲ-2(3) 経営事項審査の厳格化

○ 平成24年7月より、経営事項審査については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業 に対する減点幅が拡大されました。

概要

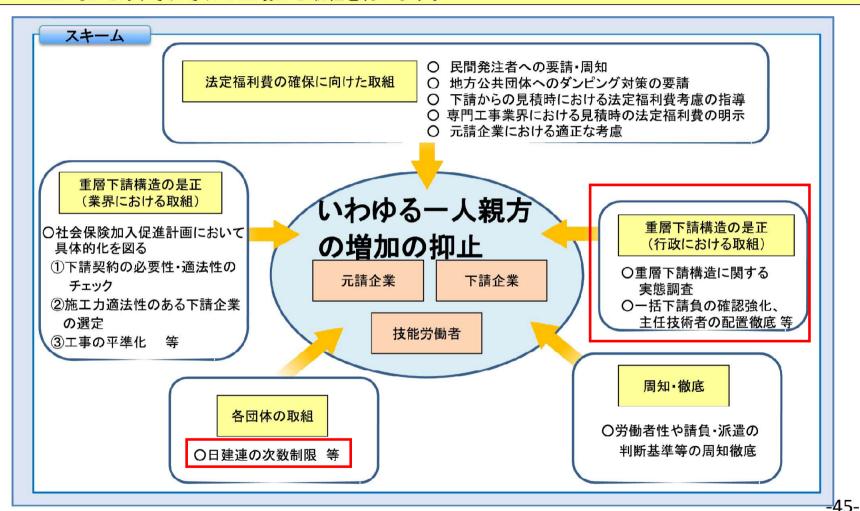
- 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下 記の改正を行った。
 - ・保険関係の審査項目(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。
 - ・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大。
 - ・建設業の許可・更新時と同じく、未加入企業には加入指導を行う。



未加入の場合の漏	成点幅の改正		
		現行	
	点数	W点への 影響	P点への 影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険	▲ 30	▲ 285	4 3
厚生年金保険	A 30	A 200	A 43
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86
	4		
		改正案	
	点数	W点への 影響	P点への 影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	分割 40	▲ 380	▲ 57
厚生年金保険	4 0	▲ 380	▲ 57
合計 減点幅拡大	120	▲ 1140	▲ 171

Ⅲ-5(11) いわゆる一人親方の増加の抑止に向けて

○ 社会保険の適用を逃れるために事業主が雇っていた技能労働者を一人親方として請負に変更するような ことがないよう、それぞれの立場から取組を行います。



Ⅲ-5(9) 重層下請構造の是正

○ 重層下請構造は、労務費へのしわ寄せなど多くの問題があることから、業界において自主的な取組を進めるとともに、行政においても取組を行います。

概要

- 建設企業において積極的に自主的な取組を行いつつ、 行政も請負・雇用に関するルールの徹底等を行う。
- ① 建設業界における取組
- ② 行政における取組
 - ・重層下請構造に関する実態調査
 - ・雇用・請負に関するルールの徹底 等

スキーム 元請企業 ①下請の必要性・適法性の確認 ②施工力適法性のある下請企業の選定 ③工事の平準化 建設業 監督部局 下請企業 雇用・請負の周知徹底 地方整備局等 都道府県 ①下請の必要性・適法性の確認 ②施工力適法性のある下請企業の選定 3工事の平準化 下請企業 雇用・請負の周知徹底

業界における取組

- 〇契約当事者である建設企業及び建設業団体において、積極的に次 の取組を行う。
 - 下請契約の必要性・適法性のチェック
 - ・施工力適法性のある下請企業の選定
 - ・工事の平準化 等
- 〇各建設業団体に対し、社会保険加入促進計画において具体的な 取組を明らかにすることを求める。

行政における取組

- ○重層下請構造に関する実態調査
 - 工事種別毎の下請次数
 - ・外注の内容(工事の専門性、受注量・企業規模と外注費率の関係等)
- 〇一括下請負の確認強化、主任技術者の配置徹底
 - ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づき、立入検査等により、 確認・指導を実施
 - ※施工体制台帳、工事日報等により、一括下請負の実態がない か、主任技術者を配置しているかを確認する。
 - ・元請企業(特定建設業者)からの下請指導状況について、行政からの指導を実施
- ○労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底
 - →判断基準を解説した啓発用の資料の作成・配布
 - ※基準を現場で当てはめた際に、どのような事例が偽装請負等 の問題に該当するか、分かりやすい素材を作成し、配布する。

建設技能 者 0 入 材 確保 実施 が施成 おに け関 る基本方針になる提言」の 7 64

7

平成二十一年五月二十二日

日建連会員企業は左記の基本方針に取り組むこととする。建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、 社团法人 日本建設業団体連合会 日建連および

賃金

①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することとする。 ①日建連会員企業は、建設技能者全様の、ののでは、となるよう努めることとする。 ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀といることとする。

建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労の一日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分につの日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分につい日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努共済証紙購入費用について、建設業退職金共済制度 られるよう努め lととする。 (独)勤労者退職金共済機構 いて下請と協調し ることとす

重層化

②また、五年後をめどに二次以内を目指して取り組むこととする。①重層下請次数を原則三次以内とする。日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、

29 教育

①日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しな②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しなターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。ターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。の日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのイン教育への支援について、

紫経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事

五、

の仮囲いて日建連されている。 いっそう労働環境の改善に努めることとする。②快適職場認定のみならず、②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、、作業所労働時間・労働環境 、制度の存在、意義等のPR、建設現場実現のため、広報活動の強化を図る。

より

を利用した広報活動の実施建設業退職金共済制度についよび日建連会員企業は、提言

い言っての

等

VL L

建設労働者が加入するべき社会保険等

● 事業者である一人親方の場合・・・

一人親方

- 〇市町村国保or国保組合
- 〇国民年金
- 〇労災保険(特別加入)

● 労働者の場合・・・

株式会社など 法人に勤めている労働者

> 常時使用する 労働者が5人

個人経営の事以上 業所に勤めて いる労働者

常時使用する 労働者が5人 未満

日雇労働者

- 〇雇用保険
- 〇協会けんぽ
- ※健保適用除外により、国保組合 に加入できる場合があります
- 〇厚生年金保険
- 〇雇用保険
- 〇市町村国保or国保組合
- 〇国民年金
- 〇雇用保険(日雇労働被保険者)
- ○市町村国保or国保組合 or 健康保険(日雇特例被保険者)
- 〇国民年金



建設工事現場に出入りされる一人親方様は『労働保険』に加入して『労働保険加入証明書』を提示しなければ作業現場に出入りできなくなっています。 元請会社から提示を求められることが一般的になってきています。 該当される方は一人親方特別加入労災保険にご加入されることをおすすめいたします。



このはな建設部会の労災保険は業務中の災害や通勤途上の万が一の事故に備えるための国の保険です。 ※厚生労働大臣認可(大阪労働局) 労災事故が起こってしまった日にさかのぼっての加入はできません。(道理に反するいう理念より) 安心して仕事ができるようにこのはな建設部会はサポートしています。

● 労働者災害補償保険(労災保険)制度について

労働者災害補償保険法を略して労災保険といわれています。

業務上の事由または通勤によって労働者が負傷、疾病、傷害、死亡等した場合に迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行うことを目的とする保険制度です。

- ・会社に雇用されている労働者が就労中に負傷や病気・死亡等が発生した場合(業務災害)
- ・会社に雇用されている労働者が出退勤時に事故に遭った場合(通勤災害)

本来責任を負うべき事業主に代わり、国が被災した労働者、また、その労働者のご遺族の方に保険給付を行う制度です。
労災保険は、労働者のための制度ですので、事業主・自営業者等がこれらの災害に遭っても適用されないのが原則です。

一人親方労災保険・特別加入制度について

一人親方のように事業主であっても実態としては、労働者と同様な業務に従事されている場合など、災害の発生率は同じであるのに形態上、事業主というだけで労災保険給付を受けられないのでは酷かつ不条理というものです。 そこで国の労災保険では、一定の要件を満たせば一人親方が加入できる特別加入の制度を設けています。

● 一人親方は単独では労災保険に加入できないという法律について

まず、一人親方団体に加入する必要があります。

加入した一人親方団体から労働基準監督署に加入申請することになります。

『このはな建設部会』のような一人親方団体に加入することにより一人親方様を『みなし労働者』として労災保険に特別加入することができます。

居住されている地域により取扱える業務範囲が異なります。(法律上定められています) このはな建設部会の取扱い可能な業務地域は次の通りとなります。 大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県・香川県 現場は日本全国対象になります。海外は対象外となります。

一人親方の労働者性が認められた事例①

ケース1

水道の修理業務(下請専属契約)

入社以後、給排水配管等の修理工事に専属的に従事していた

会社は1か月前に勤務表を作成・提示し、勤務時間を指示していた

勤務開始時間に会社に無線で連絡、指示に従い仕事先に直行し、 仕事が終了すると無線で報告、会社から次の指示を受けていた

作業に使用する道具類・車両は会社の所有物であり、貸与を受けていた

作業材料は会社が契約している材料店で仕入れ、材料費は会社が支払って いた

下請専属契約の名で水道の修理業務に従事している者について、労働基準法上の労働者性を認めた事例

(平成7年7月17日 東京地裁)

ケース2)大工業務(学務場供の契約)

月 日

再下請負通知書(変更届)

現場代理	者 名 【人名 名)			殿		告下請負業者 〒 所 TEL FAX				
《自社》	こ関する事	項》			会 社 代表者	名 名				(E)
新 及 び 工 期	自至		年 月 年 月	B H	注文者との契約			年	月	Н
建設業	施工に必須	安な許可業種	大臣	許特定	可番号		許	可(更新)		
の許可		工事業工事業	知事 大臣 知事	一般 特定 一般	第	号 		年	月月	B B
権限2	申出方法				安全衛生安全衛生雇用管理	惟進者名				
78.75	申出方法	任			※専門技	50100 800 60				
※主任長資格	9 46T Z X	専任				上事内容				
※登録是 者 名・種類						•				
健康保	保険加入の		E保険			F令保険		雇用		
に 等の加 入 状況	有無 事業所 整理記号等	加入 未加 営業所の名		健康		入 適用除外 厚生年金6			用保険	

(十一百	月月月1ポ//	再下請負業者及	の仕上明)	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	家についての	マス田ヶ井に口すり			
公 社 名					代表者名				
生所電話番号	Ŧ					(TEL			12
L事名称 及 び L事内容									
工 期	自 至		年 月 年 月	日日	契約日		年	月	日
	施工に必要	要な許可業種		計	可番号	Ĭ	許可 (更新	f) 年月[1
建設業の 許		工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	Ħ
可		工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	H
現場代	理人名				安全衛生責	任者名			
権限是意見	及び 中出方法				安全衛生推	進者名			
主任去	1 1 X X X	任 專任			雇用管理責	任者名			
資格	客 内 容				※専門技	術者名			
※登録基	幹技能				資格	内 容			
名·種類	頃				担当工	事内容			
健康保	保険加入の	健康			厚生年	金保険	雇力]保険	
険	有無	加入 未加力				適用除外		入 適	
等の加 入 状況	事業所 整理記号等	営業所の名		健康	呆険	厚生年金保	:険	雇用保険	Ř.

記号等の営業所の名称欄には、清負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保全にあっては組合名)を一・邦適用の重認に係る営業所の場合は、本ぼの総理派号及び事業所番号を、同生年命保險欄には、業所整理書号及び事業所書号を、三月保険欄にの総理派隊等を、報告、「本店の整理服号及び事業所書号を、三月保険欄にの総理派隊等等を、報告、事業の一様の説可に係る営業所の場合は、本店の整理記号及事業所書号を、三月保険欄にの総式を開いませた側になって、直近上位の社文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う合には欄を行れて記述する。

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいづれかに○日を付付こと。
 専門技術者には、土木・塩等、式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。一、大工事の土井技術者が専門工事の主代技術者を明するとして影像を含する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
 権裁の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

 1 無法技術者の資格内容(該当するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

 2 管禁事技能者が関数の場合は、通算機会は「で最上を記載する。

 1 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

 (3 新史による場合 大学学・指定学科 3年以上の実務経験 1 建設業法 技術検定 1 (2 接受上 建築土工鉄 2) 直接で 1 指定学科 3 年以上の実務経験 3 技術士法 技術士武 製 3 との他 10年以上の実務経験 3 技術士法 技術士武 製 3 との他 10年以上の実務経験 5 電気事業法・電気主任技術者「国家技験等」 6 開放法・部形設 側上影像 5 電気事業法・電気主任技術者「国家技験等」 7) 職業能力開発促進法[技能検定]

全建統一様式第2号

作業員名簿

(平成26年7月3日 作成)

	元 請確認欄		
平成	年	月	Н

年 月

午 月

主类	所の名称															平成 年	月	H
							一 会社	次 名							(次) 会社名	自社名	i	FJJ
590		ふりがな	職種		雇入年月 H	生年月	Н	現住所 (TEL)	最近の健康診断F	rfn	特殊健康診析日	н	健康保險*1		数育・資格・免許	8	入場年月	Н
番号		氏名		*	経験年数	र्याः	齡	家族連絡先(TEL)	血圧	血液型	種 類		年金保険*2	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月	Ť
					和轮角灰 11 GA	1912	Min	外次連続元(1日1)	III. /E.	型	相 須		雇用保険*3	特別教育	1文和: 油, 芒	98.01	実施年月	Ħ
											年 月	H	協会けんぽ				年 月	Н
1					年		歳		~				厚生年金					
																	年 月	
											年 月	日	協会けんぼ				年 月	H
2					年		成		~				厚生年金					
_										-	/r- II	-	WALL T				年月	
3											年 月	Ħ	協会けんぽ 厚生年金				年 月	H
3					年		敲又		~-				摩生平亚				年 月	
_	1									+	年 月	п	協会けんぼ				年 月	
4										1	-1- 71	н	厚生年金				T 2	- Н
-1					44:		談		~-				77 1.1 26				4- 月	н
											年 月	П	協会けんぼ					Ц
	1									1	17. 00%				1			

								年	月	П
					年 月 日	協会けんぱ		年	月	Ħ
8		4				協会けんぱ 厚生年金				
		4:	版	Sikil				年	月	B
					年 月 日	協会けんぽ 厚生年金		华	Л	Н
ç		Auc	.00	~		厚生年金				
		19-	140					年	Н	H
					年 月 日	協会けんぽ 厚生年全		年	月	Н
1		žeri –	. Asia	~		厚生年金				
		-	NA.					年	月	日

(注) 1. ※印欄にけ次の記号を入れる。

現 … 現場代理人 主 … 作業主任者(正副2名選任すること) 女 … 女子作業員 未 … 18歳未満の男子作業員

技 主任技術者 職 職長 安 安全衛生責任者 能 能力向上教育 再 危険有害業務, 再発防止教育 2. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

協会けんぽ 厚生年金 協会けんぱ

厚生年金

- 3. 各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の連転者は一緒でもよい。
- 4. 資格・免許等の写しを添付すること。

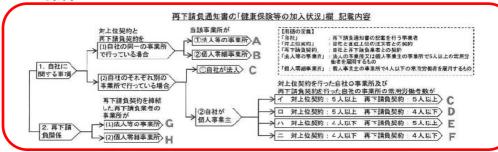
年 月 日

(社会保険関係記載要領)

- 、12五分の次の、水にが水でが、 *1、左側に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぼ、健設国保、国民健康保険)、右側に健康保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は、当該番号)を記載。保険に加入しておらず、後期高齢者であるようにより、国民健康保険の適用除外である場合には、
- *2. 左欄に午金保険の名称(厚生年金、国氏年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。 *3. 右欄に按保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載、事業主である場合等により雇用保険の適用除外である場合には「適用除外」と記載。

問30 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 再下請負通知書には、「自社に関する事項」ページと、「再下請負関係」ページがあり、両方のページにそれぞれ「健康保険等の加入状況」欄があります。それぞれの記載内容に以下のようになります。



1. 「自社に関する事項」ページの「健康保険等の加入状況」欄の記載について

再下請負通知書の記載を行う事業者(以下「自社」という。)が直近上位の注文者との契約(以下「対上位契約」という。)と再下請負業者との契約(以下「再下請負契約」という。)をどの事業所で行っているかで、記載内容が異なります。

- (1)対上位契約と再下請負契約を自社の<u>同一</u>の事業所で行っている場合、当該事業所が以下の ①②のどちらであるかにより、記載内容が異なります。
 - ① 当該事業所が法人の事業所又は個人事業主の事業所で5人以上の常用労働者を雇用するもの(以下「法人等の事業所」という。) である場合の記載例は以下の通りです。

A	保険加入の	健康保険	早生年金	保険	
健康保険等の	有無	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 意用除	天加入 外	ラ
加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	整理記号等	〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345**	杉並けま 12345	12345678909-876

②当該事業所が個人事業主の事業所で4人以下の常用労働者を雇用するもの(以下「個人零組事業所」という。)である場合の記載例は以下の通りです。

D	保険加入の	健康保険	厚生年	金保険	雇用保険
健康保険等の	有無	加入 未加入 適用除外	加入適用	表加入 涂外	入 未加入 適用除外
加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	整理記号等	〇〇工務店本社	-		12345678909-876

- (2) 対上位契約と再下請負契約を自社のそれぞれ別の事業所で行っている場合、自社が
- ①法人②個人事業主のどちらであるかにより、記載内容が異なります。
- ①自社が法人である場合の記載例は以下の通りです。

0	保険加入の	健康保険	里生年金	保険	展用保険	
健康保険等の	有無	加入 未加入 適用除外	加入。河の海川除	外	入 未加入 適用除外	
加入状況	(MATACONALEYS, 11.00)	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
MIN COLDE	事業所	〇〇建設(株)木社	杉並けま 12345**	杉並けま 12345	12345678909-876	
	整理記号等	○○建設(株)△△支店	杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234	

↑棚を追加し、上数に対上位契約、下数に再下請負契約に係る事業所について記載しています。 (注) 合係険について、対上位契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他力が未加入の場合には、「保険加入の有無」個を「未加入」とします。

②<u>自社が個人事業主である場合</u>、対上位契約を行った目社の事業所及び再下請負契約を 行った自社の事業所のそれぞれの常用労働者数によって、記載例は以下のイ~ニの4 つのパターンの通りとなります。

- イ. 対上位契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が 5名以上
- →「C」と同様です。
- ロ、対上位契約を行った事業所の常用労働者数が5名以上、再下請負契約を行った 事業者が4名以下

D	10 84 in 3 as	健康保険	厚生年·金	保険	雇用保険
健康保険等の	保険加入の 有無	(加入) 未加入 適用除外	加入。適用除	≂加入	人 未加入 適用除外
加入状况		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
MID CANCOL	事業所	〇〇工務店本社	杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876
	整理記号等	○○工務店△△店			98765432101-234

ハ. 対上位契約を行った事業所の常用労働者数が4名以下、再下請負契約を行った事業者が5名以上

gent.	保険加入の	健康保険	厘 生年金	保険	雇用保険
健康保険等の	有無	加入 未加入 適用除外	(加入) : 適用幹	天加人 :外	人) 未加人 適用除外
加入状況	20.000000	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
AND VIANOL	事業所	〇〇工務店本社	-	-	12345678909-876
	整理記号等	○○工務店△△店	杉並けま 67890※	杉並けま 67890	98765432101-234

1棚を迫加し、上肢に対上位契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。 (性) 条保険について、対上依契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一力が加入、他力が未加入の場合には、「保険加入の有数」標を「未加入」とします。

ニ. 対上位契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が4名 以下

gent .	保険加入の	健康保険	厚生年	全保険	雇用保険
健康保険等の	有無	加入	加入。	余外 如	入 未加入 適用除外
加入状況 事業所		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所	〇〇工務店本社	-	-	12345678909-876
	整理記号等	○○工務店△△店		-	98765432101-234

(注) 各場際について、対土依契的を行った事業所と有下請負契約を行った事業所のうも一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有意」権を「未加入」とします。

2. 「再下請負関係」ページの「健康保険等の加入状況」欄の記載について

再下請負契約を締結した<u>再下請負業者</u>の事業所が次の(1)、(2)のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

(1) 再下請負業者の事業所が<u>法人等の事業所</u>である場合の記載例は以下の通りです。

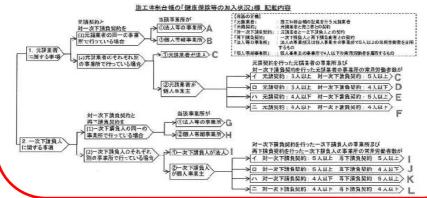
-	(C) Réchu A (C)	健康保険	原生年金	保険	雇用保険	
健康保険等の	保険加入の 有無	加入 未加入 適用除外	通用除	未加入 加 外	ト 未加人 適用除外	
加入状况	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	整理記号等	〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876	

(2)自社が個人零細事業所である場合の記載例は以下の通りです。

H	nu weehin 7 as	健康保險	厚生年	金保险	~ 幕用保険	
健康保険等の	保険加入の 存無	加入 未加入 適用除外	加入適用	之加人 徐外	入 未加入 適用除外	
加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	整理記号等	〇〇二務店本社	-	-	12345678909-876	

問31 施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 施工体制台帳には、施工体制台帳の記載を行う元請業者(以下「元請業者」という。)に関する事項のページ(左側)、「一次下請負人に関する事項」ページ(右側)があります。両方のページにそれぞれ「健康保険等の加入状況」欄があり、それぞれの記載内容は以下のようになります。



- 1. 元請業者に関する事項のページ(左側)の「健康保険等の加入状況」欄の記載について 元請業者が発注者との契約(以下「元請契約」という。)と一次下請負人との契約(以下「対一次下請 負契約」という。)をどの事業所で行っているかで、記載内容が異なります。
 - (1) 元請契約と対一次下請負契約を元請業者の<u>同一</u>の事業所で行っている場合、当該事業所 が以下の①②のどららであるかにより、記載内容が異なります。
 - ①当該事業所が法人の事業所又は個人事業主の事業所で5人以上の常用労働者を雇用するもの(以下「法人等の事業所」という。)である場合の記載例は以下の通りです。

A	保険加入の		健康保険	厚生年金保険		雇用保険
健康保険等の	有無	Cut.	》 未加入 適用除外	加入 未加		未加人 適用除外
加入状況	事業所	区分	営業所の名称	健康保險	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約	〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-876
	整理記号等	下請契約	同上	同上	司上	同上

②当該事業所が個人事業主の事業所で4人以下の常用労働者を雇用するもの(以下「個人零 細事業所」という。)である場合の記載例は以下の通りです。

D	保険加入の	1	健康保険	厚生年金保	ŷ _	雇用保険
建康保険等の	有無	חנ	差加入 適用除外	加入 表 適用除外	5 (12)	未加入 適用除外
加入状況	事業所	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
7572 40 404		元請契約	〇〇工務店本社		_	12345678909-876
	整理記号等	下請契約	同上	司上	同上	同上

- (2) 元請契約と対一次下請負契約を元請業者の<u>それぞれ別</u>の事業所で行っている場合、元請 業者が①法人②個人事業主のどちらであるかにより、記載内容が異なります。
- ①元請業者が法人である場合の記載例は以下の通りです。

_	保険加入の	_	健康保険	厚生仁金保障		福用保険
健康保険等の	有無	Q	川入 未加入 適用除外	加入未通用除外	加入 (加入)	表加入 適用除外
加入状况 事業所	10/20/2005	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	100 Table 100 Ta	元譜契約	〇〇建設(殊)本社	杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345878909-876
	整理記号等	下請契約	○○建設(殊)△△文店	杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234

(注) 各保険について、元清契約を行った事業所と対一次下清負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有法」欄を「未加入」とします。

②元請業者が個人事業主である場合、元請契約を行った元請業者の事業所及び対一次下

請負契約を行った元請業者の事業所のそれぞれの常用労働者数によって、記載例は以下のイ~二の4つのパターンの通りとなります。

- イ. 元請契約を行った事業所、対一次下請負契約を行った事業所とも常用労働者数 が5名以上
 - →「C」と司様です。
- ロ. 元請契約を行った事業所の常用労働者数が5名以上、対一次下請負契約を行った事業者が4名以下

D	(U M) In 3 m		健康保険	厚生年金保険		雇用保険
健康保険等の	保険加入の 有無	OII.	大加入 適用除外	加入 未加 適用除外		未加入 適用除外
加入状況		区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
2303 454000	事業所	元請契約	〇〇工務店本社	杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876
	整理記号等	下謂契約	○○工務店△△店	-	-	98765432101-234

(注)各保険について、元清契約を行った事業所と対一次下消負契約を行った事業所のうち、力が加入、執方が未加入の場合には、保険加入の有差、欄を「未加入」とします。

ハ. 元請契約を行った事業所の常用労働者数が4名以下、対一次下請負契約を行った 事業者が5名以上

	/D.Wohim T. on	健康保険		里生年金保 健	ĝ _	雇用保険	
建康保険等の	保険加入の 有無	On.	》 未加入 適用除外	加入。未加通用除外	11人 加入	未加入 適用除外	
加入状况	事業所	区分	営業所の名称	健康保険	厚牛年命保険	雇用保険	
		事業所	元請契約	〇〇工務店本社	-	=	12345678909-876
	整理記号等	下請契約	○○工務店△△店	杉並けま 67890※	杉並けま 67890	98765432101-234	

(件)各保険について、元請契約を行った事業所と対 次下請負契約を行った事業所のうち 方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ニ. 元清契約を行った事業所、対一次下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が4 名以下

_	保険加入の	健康保炎		厚生年金保		雇用保険
健康保険等の	を無 を無	2	適用除外	加入大流	NIA (MIA)	未加人 適用除外
加入状況	事業所	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約	〇〇二務店本社	1500	-	12345678909-876
	整理記号等	下讀契約	○○二務店△△店		-	98765432101-234

2. 「一次下請負人に関する事項」ページ(右側)の「健康保険等の加入状況」欄の記載について

- 一次下請負人が対一次下請負契約と再下請負契約をどの事業所で行っているかで、記載内容が 異なります。
 - (1)対一次下請負契約と再下請負契約を一次下請負人の同一の事業所で行っている場合、当該事業所が以下の①②のどちらであるかにより、記載内容が異なります。
 - ①当該事業所が法人等の事業所である場合の記載例は以下の通りです。

C	保険加入の	健康保険	互生年金	保険	星用保険
建康保険等の	有無	加入 未加入 適用除外	適用除	未加入 外	未加入 適用除外
加入状况	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	整理記号等	〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876

②当該事業所が個人零細事業所である場合の記載例は以下の通りです。

	19 man in 7, 70	健康保険	厚生年	金保険	- 展用保険
健康保険等の 対象	保険加入の 有無	加入一夫加入	加入 適用	未加入 徐外	入 未加入 適用除外
加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	整理記号等	〇〇工務店本社	-	=	12345678909-876

(2) 対一次下請負契約と再下請負契約を一次下請負人のそれぞれ別の事業所で行っている場合、一次下請負人が①法人②個人事業主のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

①一次下請負人が法人である場合の記載例は以下の通りです。

20	保険加入の	健康保険	原生年金值	談	雇用保険
健康保険等の	有無	加入 未加入 適用除外	(JII) 未 適用除外	加入	人 未加入 適用除外
加入状况	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345**	杉並けま 12345	12345678909-876
	整理記号等	○○建設(株)△△支店	杉並けま 67890**	杉並けま 67890	98765432101-234

「機を追加し、上段に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。 (注) 全保限について、対一次下第契判を行った事業がと再下請負契約に存る事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の可無、欄を「採加入」とします。

- ②一次下請負人が個人事業主である場合、対一次下請負契約を行った一次下請負人の事業所及び再下請負契約を行った一次下請負人の事業所のそれぞれの常用労働者数によって、記載例は以下のイ~ニの4つのパターンの通りとなります。
 - イ. 対一次下請負契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働 者数が5名以上
 - →「I」と同様です。
 - ロ. 对一次下請負契約を行った事業所の常用労働者数が5名以上、再下請負契約を 行った事業者が4名以下

1	保険加入の	建康保険	坦生年金	保険	雇用保険
健康保険等の 加入状況	有無	加入 未加入	加入通用附	未加入 徐外	入 未加入 適用除外
	写業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		〇〇工務店本社	杉並けま 12345 **	杉並けま 12345	12345678909-876
		○○工務店△△店			98765432101-234

987/60432101-234

「機を追加し、上段に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。

(注) 各保険について、対一次下請契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一力が加入、他力が未加入の場合には、「保険加入の名無」欄を

ハ. 対一次下請負契約を行った事業所の常用労働者数が4名以下、再下請負契約を行った事業者が5名以上

L/	保険加入の	健康保验	原生年金	保険	雇用保険
へ 健康保険等の 加入状況	有無	加入 未加入 適用除外	(加) 適用除	外	A 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		〇〇工務店本社	_	_	12345678909-376
		○○工務店△△店	杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234

↑欄を追加し、上限に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。 往)者保険について、対一次下請負契約、再下請負契約について記載しています。 「未加入」とします。

ニ. 対一次下請負契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者 数が4名以下

¥	保険加入の	健康保険	厚生年4	金倶険 👤	雇用保険
健康保険等の 加入状況	有無	加入上加入	加入。	除外	入 未加入 適用除外
	事業所	営業所の名称	建康保険	厚生仁金保険	雇用保険
		〇〇工務店本社	-	-	12345678909-376
		整理記号等	○○工務店△△店		

※当該事業所に使用される作業員が、健康保険のうち健康保険組合、建設国保に加入している 場合の記載について

(再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール)

1. 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)ではなく健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合、「事業所整理記号等」機のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ(例:「〇〇健康保険組合」)を記載してください。

- 2. 建設国保に加入している場合
 - (1) 事業所整理記号等 欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぼ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、 協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

- ①全員が建設国保(国民健康保険組合が運営する国民健康保険)に加入しており、協会けん ぼ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合
 - →「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には「一」と記載して下さい。
- ②一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぼ、組合管掌健康保険の適用除外承認を 受けている場合
 - →「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が
 - イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。
 - ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載して下さい。
- (2)「保険加人の有無」欄の「健康保険」欄の選択
 - ①「事業所整理記号等」欄に記載する<u>全事業所の「健康保険」欄が「一」となるか、上段が「一」</u>で、下段が「同上」となる場合
 - →「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「<u>適用除外」</u>を選択して下さい。
 - ②「事業所整理記号等」欄に2つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが 「一」で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険組合名のみが記載 される場合
 - → 保険加入の有無」欄の 健康保険」欄では 加入」を選択してください。

(参考)再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 建康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名

- →健康保険及び厚生午金保険の保険料の納入に係る「<u>領収証書又は納入証明書」</u>等
- 2. 厚生午金保険の事業所整理記号及び事業所番号
- →健康保険の1. (1)と同一
- 3. 雇用保険の労働保険番号

「<u>労働保険概算・確定保険料申告書」の控え</u>及びこれにより申告した保険料の納入に係る「<u>領収</u> 済通知書」等 間 32 作業員名簿の社会保険関係欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 作業員名簿には、記載される作業員ごとの健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況を記載することになります。各保険ごとの具体的な記載例はそれぞれ以下の通りです。

1. 健康保険欄の記載について

健康保険欄への記載内容に、当該作業員が加入している保険の種類によりそれぞれ以下の通りとなります。

- (1)健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している者
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「健康保険組合」と記載し、ト段または右欄に健康保険 被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

,,	験関係について別集とする場合 健康保険
	健康保険組合
	1234

健康保	:険
年金保	:険
雇用保	腌
健康保険組合	1234

- (2)協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)に加入している者
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「協会けんぽ」と記載し、下段または右欄に健康保険被保 険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

	は 保険保証 (別等と) る場合 (場所保険) (場所保
	協会けんぽ
100	1234

健康保	: 倹
年金保	100
展用保	:険
窓会けんぽ	1234
会会けんは	1

- (3) 建設国保(国民健康保険組合※)に加入している者
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「建設国保」と記載し、下没または右欄に健康保険被保 険者記の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

健康保険
 建設国保
 1234

健康學	
年金少	
展用學	长険
建設国保	1234

- (4)国民健康保険に加入している者
- →健康保険欄のうち上段または左欄に「国民健康保険」と記載し、下段または右欄に健康保険 被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

et sodade	健康保険
	国民健康保険
	1234

建康保	険
年金保	険
雇用保	険
国民健康保険	1234

- (5)上記(1)~(4)の健康保険に加入しておらず、後期高齢者、生活保護を受けてハる世帯に属する者である等により、国民健康保険の適用除外である場合
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「適用除外」と記載。

(社会保険関係について開展とせる場合) 健康保険 適用除外

	康保険
年	金保険
	用保険
適用除外	

問32 作業員名簿の社会保険関係欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 作業員名簿には、記載される作業員ごとの健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況を記載することになります。各保険ごとの具体的な記載例はそれぞれ以下の通りです。

1. 健康保険欄の記載について

健康保険欄への記載内容は、当該作業員が加入している保険の種類によりそれぞれ以下の通りとなります。

- (1)健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している者
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「健康保険組合」と記載し、下段または右欄に健康保険 被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

機関係について別撃する場合 健康保険
(是)水 (木)火
健康保険組合
 1234
1254

健辰保	歐
年会保	験
雇月保	歐
健康保険組合	1234

- (2)協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)に加入している者
 - → 健康保険欄のうち上段または左欄に「協会けんぽ」と記載し、下段または右欄に健康保険被保 険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

11361	映画係について別葉とする場合
	健康保険
	協会けんぽ
	1234

使原体	7.65
年金体	製
雇用保	. 朘
協会けんぼ	1234
カエリルは	1209

- (3)建設国保(国民健康保険組合※)に加入している者
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「建設国保」と記載し、下段または右欄に健康保険被保 険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

	健康保険	
Same di Salac	建設国保	
	1234	

健康任	
年金	呆険
雇用作	経験
建設国保	1234

- (4)国民健康保険に加入している者
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「国民健康保険」と記載し、下段または右欄に健康保険 被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

健康保険
国民健康保険
 1234

健康保	険
年金保	险
雇用保	険
国民健康保険	1234
271 S-2915 ALSIS S-2710 S-251 E-0.	

- (5)上記(1)~(4)の健康保険に加入しておらず、後期高齢者、生活保護を受けている世帯に属する者である等により、国民健康保険の適用除外である場合
 - →健康保険欄のうち上段または左欄に「適用除外」と記載。

(住衆保険関係について刑要とする場合) 健康保険 適用除外

健康任	呆険
年金(呆険
雇用	呆炎
適用除外	_

4. 足場の規制強化について(平成27年7月施行済)

1 特別教育の追加

特別教育の対象業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を追加する。

経過処置⇒平成27年7月1日以前からすでに足場の組立等の作業に従事している者は、 平成29年6月30日までの2年間、特別教育を行うことを要しない。

対象の足場とは、高さの制限はなく、脚立足場、ローリングタワー、棚足場を含む。

- 2 足場における高さ**2m以上の作業場所の作業床**に係る墜落防止措置の充実
 - (1) 作業床の要件に、床材と建地との隙間を 12cm 未満とすることを追加する。
 - (2) 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外す場合等の措置に、関係労働者以外の 労働者の立入禁止及び作業終了後の墜落防止設備の復旧を追加する。
 - ※架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。
- 3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実
 - (1) 高さ5m以上の構造の足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置等の対象を高さ 2m以上の構造の足場まで拡大する。
 - (2) 足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅40cm以上の作業床の設置、 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずることとする。
- 4 鋼管足場に係る規定の見直し

鋼管規格に適合する単管足場については、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地 の最大使用荷重を超えないときは、鋼管を二本組とすることを要しないこととする。

5 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を行う注文者の点検義務に、**足場又は作業構台の組立て等後の点検**を 追加する。

= MENU

今日も無事にただいま

「『いってきます』といった人は『ただいま』と言う義務がある。成り立て労働安全コンサルタント"いてたま"による、労災防止アイデア

総合目次

ホーム〉

平成27年7月からの足場の規制強化!変わるポイントはこの4つだ。

m 2015/06/15 C 2015/06/23



足場、作業庆というものは、高所作業では欠かせません。 街を歩いていても、ビルの外壁にピッタリとくっ付くように、足場が組まれているのを見かけるのではないでしょうか。

建物を作るに限りませんが、建設業の工事では足場は切っても切り離せません。

同時に、足場作業で、常につきまとう危険は、墜落・転落です。 高いところから落ちて、大怪我になったり、死亡したりする事故のことです。

墜落・転落事故は、労働死亡事故で、最も多い事故です。 平成25年度は、建設業全体で墜落・転落事故は、約6000件発生しています。 死亡者は、160人にもなります。これは、建設業全体の死亡者の内約40%を占め、全産業においても約16%を占めています。

墜落・転落事故による死亡事故は、最も解決すべき課題と言えます。

▶法改正の背景はなに?どう変わるの?

墜落・転落による事故を、手を変え品を変え、防止してきました。 そのかいあって、事故は減り、死亡者も激減しています。

しかし、今なお建設業だけでも、毎年160人が死亡しているという事実。 これはただの人数ではなく、1人1人が名前を持ち、顔を持ち、家族を持ち、そして私たちと同じような日常を送っていたのです。

これが背景です。とは言うものの、墜落事故の全てが、足場に関係するものではありません。 足場に関係する事故は、墜落・転落事故から、約16%(死亡者は約20%)を占めます。

週に1日の休日と考えると 365x(6/7)=313日 313日/160人=1.956日(1人) 2日に1人のペースで 死亡事故が発生している!

足場以外の開口部などからの墜落・転落事故も多いのです。

しかし足場に関する死亡者も、平成25年度で31人もの人がいます。 決して少ないとは言えませんね。

事故が起こると、警察や労働基準監督署が調査します。 すると、事故には一定のパターンがあることがわかったのでした。

どんなパターンか?

それは、法律で定められている、墜落防止対策がとられていなかったということです。

例えば、手すりがない、床が固定されていない、材料がやたらと貧弱だ、安全帯を使用していないなどです。

平成23年に大々的に足場の規則が変わったのですが、実施されていないというのが実状のようです。

どうして、やらないのか? どうやら作業をする人の意識が低いんじゃないの、という推測が立てられました。

さらに、監督責任も不十分なんじゃないのというのも原因にありそうでした。

また割合としては少ないものの、きちんと法に則った設備を備えているのに、事故になったというのもあります。足場の構造に不十分なことがあるのではと考えられたのでした。

法改正の背景としては、

- 1.作業者の安全意識が低い
- 2.監督責任が果たされていない 3.足場の構造に、まだ欠点がある

というのがあるようです。

これを踏まえ、平成27年7月より、足場に関する法改正が施工されます。

<u>足場からの墜落防止対策を強化します</u> このページ下部にある、別添3がよくまとまっている思います。

さて、今回の改正ポイントは、大きく4つです。

- 1.足場作業者も特別教育を受ける。
- 2.足場の構造を、ちょっと変更する。
- 3.足場の組立・解体作業時はもつと安全な方法で行なう。
- 4.注文者の監督責任を強化する。

それぞれのポイントをまとめていきましょう。

▶改正ポイント1 足場作業者も特別教育を受ける。

それぞれのポイントをまとめていきましょう。

今まで足場に関する資格は、足場等組立解体作業主任者というものがありました。 これは5メートル以上の足場組立解体時に選任する作業主任者のための資格です。

実際に作業を行う人は、資格等は必要ありませんでした。

それが、法改正により、足場の組立・解体の作業を行う人も特別教育を修了しなければならないことになりました。

つまり、足場に関わる人は全員、特別教育を受けなければならなくなったのです。

これは足場屋、トビの会社にとっては、かなり痛いのではないでしょうか。全社員が特別教育を受けなければならないわけですから。

多少の経過猶予があるのですが、数年以内に義務化されます。

平成27年7月からの足場の規制強化!変わるボイントはこの4つだ。 | 今日も無事にただいま

この狙いは、足場作業を行う人が、適当な組立をしないよう安全意識を高めることです。

ただ実のところ、足場屋さんなどが組む足場のほうが、圧倒的にしっかりしていて、安全です。 危ないのは、そういう専門業者に依頼せず、自社で組み立てたりするところでしょう。

安全意識を高めるのであれば、専門外の作業者にこそ必要でしょう。ところが、徹底されるかは事業者の意識任せになります。

▶改正ポイント2 足場の構造を、ちょっと変更する。

構造の変更点その1 作業床

作業床について、ちょっと変更があります。

今までの作業床の規定は、幅が40センチ以上、床材と床材の間は3センチ以下とするでした。 今後は、これを活かしたまま、床材と支柱部分との隙間も制限しようというようになります。

支柱の部分を建地といいますが、床材の端と建地の隙間は、12センチ未満としなければなりません。

こんな感じです。」



床材と建地との すき間12cm未満

床の端から、墜落するという事故があったから、対応になったんですね。

構造の変更点その2 墜落防止装置の取り外しについて

次に、手すり等の墜落防止についての規定が強化されます。

今までは、手すりなどはどうしても付けられない場合は、安全帯を着用する設備を設けるなどすれば、設けなくても構いませんでした。 また同じように条件を満たした場合で、作業の性質上必要な場合は、手すりを取り外すことができました。

しかし、今後は条件がかなり厳しくなります。

まず、手すりが取り外されている場所へは、関係者以外を立入禁止としなければなりません。また作業の必要があって手すりを外した場合は、作業完了後直ちに復旧しなければなりません。

墜落防止設備が外される状態を最小限にすること、そもそも人を近づけないことなどが義務化されます。

ちなみに、これは足場だけでなく、作業構合や仮設通路など、手すりを必要とする場所では同じく必要です。

構造の変更点その3 綱管足場の構造について

これは強化というより、緩和です。

今までは、地上から31メートルを越える単管足場は、鋼管を2本組の支柱で支えなければなりませんでした。 法改正により、設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、2本組でなくともよいとなりました。

作業手間は多少減るかもしれませんが、設計荷重の計算など、事前の準備が重要になります。

→ 改正ポイント3 足場の組立・解体作業時はもっと安全な 方法で行なう。

実は、足場の事故で多いのは、組み上がった後の作業中ではなく、組立や解体の時です。

2016/10/12

平成27年7月からの足場の規制強化!変わるボイントはこの4つだ。1今日も無事にただいま

何もないところに足場を組むわけです。足場の足場はありません。とても不安定な場所での作業が余儀なくされるのです。

当然、安全対策はとられています。不安定な足元を解消すべく、簡易の作業床を設けたり、安全帯を使用します。 安全帯も、足場が組み上がっていれば、手すりが使えますが、手すりのない状態では親綱などを張って、対応します。

足場組立解体時の事故を減らすために、作業時の設備をより安全に仕向けていくよう、法改正されます。

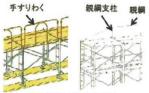
今まであれば、高さが5メートル以上の足場を組み立てたり、解体したりする時に墜落防止措置が義務付けられていました。法改正では、高さが2メートル以上までに引き下げられます。

2メートルといえば、成人男性のちょっと上くらいです。 今までは2層目以上の場合だったのが、今後は1層目でも作業床を置く場合は、墜落防止措置をとることになります。

また足場材を組んで、緊結する作業の時の設備が、強化されます。 今までは、作業床材として20センテ以上の板を敷いて作業すればよかったのですが、今後は40センチ以上の幅の板を敷かなければなりません。1枚板である必要はなく、20センチの板を2枚並べたりしても、大丈夫です。



また、yはり安全帯は着けなければなりません。 安全帯を取り付ける手すりや親綱などが、義務化されるようになります。



安全帯取付け設備の例

足場組立作業で、手すり先行工法というものがありますが、安全帯着用設備ということで、暗に推奨しているようです。

手すり先行工法の解説はこちら。 足場組み立て時にもご注意を。手すり先行工法。

今までよりも、組立解体作業時の安全対策を強化しています。

▶改正ポイント4 注文者の監督責任を強化する。

注文者とは、仕事を下請け業者に注文する事業者のことです。ただ仕事を注文した、後はお任せというわけにはいきません。

注文者には注文した人の責任があります。

その1つが、足場が安全かどうかをチェックを行なうことです。

注文者が講ずべき措置2

今までであれば、点検する時期は、決まっていました。 大雨などの悪天候の後、もしくは震度4以上の地震の後です。足場の構造を揺るがす出来事があった場合、作業前に点検しなければなりませんでした。

今後は、点検時期が増えます。悪天候、地震の後に加え、足場などを一部解体、または変更の後にも点検しなければなりません。

構造を変えた時も点検しなければならなくなりました。

5. トラブル事例の報告

(文書番号:Y-051)

不適合 顧客クレーム発生記録

発生日	2016 年	5月 2	22 🛭	発生場所	浜湖月				
処理者	部署:	工事	部門	9/処理	者:	宮津	敏貴		
a. 不適合	合の内容確認								
个週 合分 類	□ 内部監査 (□ 上長指摘 □	クレーム 🗆	3/1 37-3	監視項目未記 3告 🗆 その		業務上不	備	- 検	查不適合)
外部埋設	役配管の上水系統へ	の温泉水の誤接	続						
施工後の急	各器具の試運転時、			ころ温泉水の			②判定	者	①作成者
流れたため	め、配管系等が誤接	a b b is 188							
							 	<i>;</i>	, ,
- 不適合	この処置(封じ込め)	/經和/航角)					1 1		
-				かんの十月	ロケけつじ	⊃ I ⊞≣∆	④検ii	ΤF	③処理者
	から誤接続箇所がれ)//ごうたたの、。。	付出する	がひいては	11/2104 ン・			-	
配管の接続	続を修正する。 								
							/ /		/ /
c. 是正処	置(再発防止)の	必要性の評価と	決定						
	型置の要否: 要 型置の期限: 2016年 5	月 25 日	重要質品の表現の	E処置"要"の選をお分に不会によるい。 では、コストへのまでにない初めたの可能性がある。 の可能性がある。 の可能性がある。 の可能性がある。 の可能性がある。 の可能性がある。 からない からない かいしゅう いっぱい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう いっぱい かいしゅう いっぱい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう いっぱい かいしゅう かいしゅう いっぱい かいしゅう かいしゅう いっぱい かいしゅう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ		ンた場合 きい不適合 の不適合 不適合	ii		⑤判定者
d. 不適合/	 原因の特定								
No.1 ☑ 測 □ 測 □ No.2 ☑ 報 □ 提供 □ コミュ	(確認)対象外。 定(確認) ちれ。 定(確認) 方法を知らない 則定(確認) 方法不十分 期待・ニーズの差異 ・連・相・確認の不足 ・サービス仕様の差異。 ニケーション差異	分。 □ 村 足。 ▼ □ ス 足。 №3回 ス □ 指導を □ 業務に必要 lan(人的要素・技術	記備が対待管理・(備の性)機器のジャルを・キルの未を受けてい要なスキルのののののをののにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののの<l>ののののののののののののの<l< td=""><td>の不備。 能不足。 <u>呉動作、故</u> 受わなかった ミ熟によるミン いなかった。 ル不足。</td><td>章。 E.。 No.4[Method</td><td>□ 劣(□ 保(■ □ 在</td><td>の間違い 化しやす で管理の E庫不足。 -ル手順が ル手順の ド順の周 レ手順の</td><td>N。 い不備 がない 守ら 町不足</td><td>i.)。 かない。 E.</td></l<></l>	の不備。 能不足。 <u>呉動作、故</u> 受わなかった ミ熟によるミン いなかった。 ル不足。	章。 E.。 No.4[Method	□ 劣(□ 保(■ □ 在	の間違い 化しやす で管理の E庫不足。 -ル手順が ル手順の ド順の周 レ手順の	N。 い不備 がない 守ら 町不足	i.)。 かない。 E.
*上記チ	ェック箇所にNo.をf	付し、それぞれ	の真因	を下記に特					
No.1,2 施	工図の系統の記入	ミス及び最終チ	エック	の不足				*******	
No.3,4 複	数種の給水系統が	あることに対し	ての明:	治不足と確	認不足				
							⑦確	認	⑥処理者

••••••							ļ,	,	

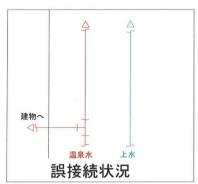


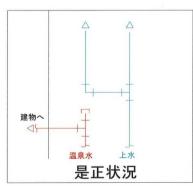


誤接続箇所配管状況



配管接続是正状況





温泉水と上水の誤接続 直接の原因は担当者による施工図の作図ミスですが 施工図を正しく書いていても 同じ管材で複数の系統を施工するのは確認が 難しかったと思います

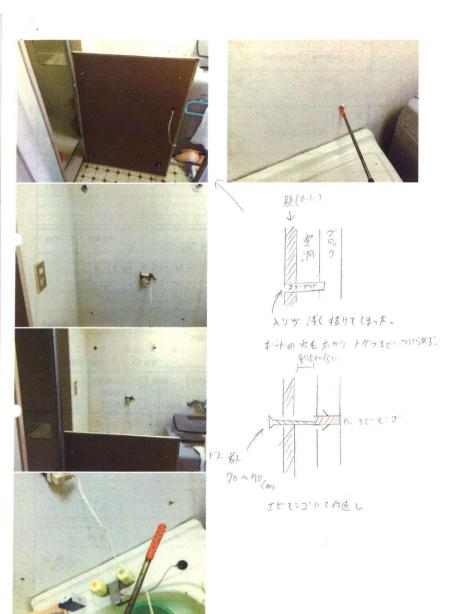
今後の誤接続防止対策 (上水・井水・雑用水・中水・温泉水等)

- 1 提案を行って管材を変更する
- 2 変更出来ない場合は配管材に識別テープを巻く
- 3 配管施工後の担当者と配管工による配管系統ダブルチェック

以上を行って下さい

(文書番号:Y-051 ①)

P. A.		不適	合(クレーム)是正	処置報告書	\$	
発生日	2016 ((平成 28))年 9	月 15 日	発生場所	グレ	ースフルマンション	
処理者	部署:	サービ	ごス課	部門 / 処理 =	者:	千阿 桜舞男	}	PT
a. 不適合	の内容確	₤認 (相手会	先·悪影	/響・損失を明確/	(C)	AN ARMAN		
不適合 分 類	□内部監 □上長指		- <u>~</u> □) []自主申告 口そ(]監視項目未 の他(達成 □業務上不備	□検査不通	適合)
102号室洗	面化粧台	·キャヒ [*] ネット落¯	下に伴し	ハ全部屋キャビネット	点検			
石膏ポードイ:	こスターフ・ラク					キャビネットが落下して	②判定者	①作成者
きました。	※何部屋か	かはキャピネット	ト浮いて	いました。				
							11	1.1
b. 不適合	の処置(圭	封じ込め/紛	爰和/応	:急) (製品への)手直し・修正	を施した場合は、再	検証を行う)	Mar Waller
トグラなどの)ポード用補			゙ネット付け直し。-		かない場合はポード	④検証	③処理者
奥のコンクリート	イニエヒ モンコ			ピスにて固定。				
※ポードに初	熊強材を入	れる場合ス	ターフ [°] ラク゛	を使用せずポート	角の補強材の	の使用が必須です。	11	1.1
c. 是正処	置(再発队	防止)の必要	要性の	評価と決定				WHITE OF
The state of the s	置の要否: 置の期限: (平成	V.	月	□ 重要質□ 品質□ 今ま □ 再発 □ 再発	(、コストへの影響でにない初めである)その可能性がある	合が発生した場合 響が大きい不適合 ての内容の不適合 る業務上不適合 るクレームの場合	0	⑤判定者 / /
d. 不適合[原因の特別	定(5M10	Gチェツ	クを基に、なぜな	ぜ分析を繰り	返し、真の原因を究	明する。)	
□ 測定(ā □ 測定 □ 測定 □ 測定 □ 期記 □ 期記 □ 期記 □ 報・通	認)対象外。 確認)もれ。 ((確認)方法: 定(確認)方法 待・ニーズの 連・相・確認の ナービス仕様 ケーション差	。 法不十分。 が差異。 の不足。 様の差異。		機械・設備等) と要な設備がない。 と要な設備がない。 」 設備の維持管理 □ 設備の性能イー 機器の誤動 ▼ □ スキルを使す □ スキルの未熟] 指導を受けていた 業務に必要なスキル 要素・技術力等)	の不備。 下足。 パ作、故障。 わなかった。 パによるミス。 なかった。 レ不足。	/ □ J\-J\	選い。 □ ではい。 □ ではい。 □ では、 □ で	· 合
)真因を下記に特定				
79.2 oct	1)	2000		200000000000000000000000000000000000000	X 00000000000	C2221 C2 Spc 2000 200 Table 2000		
							⑦確 認	⑥処理者
							11	11



引き渡し当時はボードアンカーで強度が確保されていたかも 知れませんが経年劣化や使い勝手により ボードアンカーで耐えられなくなったと考えます 工事中に必ず下地が何か下地が石膏ボードなら"誰が" 取り付けるのか打合せを行って下さい

(文書番号:Y-051 ①)

		不適合	(クレーム) 是	正処置報告書	
発生日	2013 (3	平成 24)年:	3月3日 発生	場所 石以長	浜みなと館
処理者	部署:	サービス課	部門/処理者:	木村 正則	(1)
a. 不適合	の内容確認	忍(相手先・悪	影響・損失を明確に)		
不適合 分 類	□内部監査 □上長指揮) 口監視項 口自主申告 口その他([目未達成 □業務上不備	□検査不適合)
給湯回路	エアー抜き弁な	皮裂による水漏	れ。		ű.
給湯圧0.5			までのエアー抜き弁を使用し		②判定者 1 ①作成者
たと思われ	れます。				
	- ha ma (4.)	1017 1/ 1677-	+21/10	16 - 1 15 1 18 A. 1 -	1111
		じ込め/緩和/ のエアー抜き弁取		・修正を施した場合は、再	検証を行う)
AXIBI IX/TI	E931.Civipa	77±7 1&C 71 4x			
					11111
c. 是正処	置(再発防	止)の必要性(の評価と決定	MANUAL PROPERTY.	
	温置の要否: 温置の期限: (平成	要 • 7	□ 品質、コスト □ 今までにない □ 再発の可能	に不適合が発生した場合 への影響が大きい不適合 い初めての内容の不適合 性がある業務上不適合 性がある人レームの場合	⑤判定者
d. 不適合	原因の特定	Ĕ (5M1G チ ェ	ックを基に、なぜなぜ分析	を繰り返し、真の原因を究	明する。)
□ 測定(□ 測定 □ 測定 □ 期 □ 期 □ 報· □ 提供・	別定等) 認対象外。 確認)もれ。 ((確認)方法を 定(確認)方法を 持・ニーズの) 車・相・確認の ナービス仕様 ケーション差	知らない。 不十分。 差異。 不足。 の差異。	・(機械・設備等) 必要な設備がない。 □ 設備の維持管理の不備 □ 設備の性能不足。 □ 機器の誤動作、故障 □ スキルを使わなかっ □ スキルの未熟による。 □ 指導を受けていなかった。 業務に必要なスキル不足。	□ 保管管: a □ 在庫7 た。	重い。 すい。 理の不備。 下足。 上手順がない。 手順を守らない。
Gap(差異・ * 上記チェ			的要素・技術力等) Lの真因を下記に特定する。	Method(方法·手順	等)
_10,7	- / 11/11/11				⑦確 認 ⑥処理者

受付E	H24.12.	22	受付者	ЛІЯ	頼		催	20 C/W	V
顧客名		大館	顧客TEL=		0749-63-				
依頼も	1040	工行	管理番号		0749-63-	2323			-
工事を	イエス長浜みな	と館	工事場所	3	長浜市港町2-	-28			
顧客な	らの工事に修理体	マ頼内容 イエス長	浜みなと館/①	然やの天井	より水漏れ	②機械	室でか	く漏れ	L
							.		
修理内	容・結集報告								
	Φ -	大十是1九3	三古腹	つ オオラ	LINE	z- Z.T/	<u></u>		
	() \(\xi \)	金岩四路	77校子	计 不成态	ビニチより	EL		材	料選
		107 3 3 7	U2 77 / 1	OMDA 7.	- 71tm 0	17012 3	左叉)	
	2000	トン括き者り	ALIA (I.		1 1/1/(50)		. /		
X	② / 射湯月	E 0.5Mp2	8 9		503MPZ		,	v.J	J 14/1/7
試験結乳			123762 7		т°03МРА		文技		<i>] 、 () ()</i>] 否
		E <i>D.</i> 5M p.a. 検査、テスト実	 	· シ + 方き イナ	т°03МРА	72-01	文技		否
日付		E 0.5Mpz	 	· シ + 方き イナ	<u>1`03мра</u> 1 :	72-01	文技		_
日付	之子 年 ≥ な頼者へ報告	E 0.5Mpa 検査、テスト実 月 子 日 O 必要	 	・ - マ ナ カチート ナ R 櫚 名:	j~03Mpd] : 告済み ○	ま2-21 合否判別	文技		否
日付直接の依	∠	E D.5Mpa 検査、テスト実 月 ↓ 日 ○ 必要 請求 □ 集金 求 □ 振込	Jostfu2 フ お客様確認 お客様 お客様	・ - シャカタード ナ R 個 名:	が <i>03MP</i> も 】 : 告済み 〇	子でで 合否判別 不要	7 7 1/2		否
日付直接の依頼	∠	た D. 5M p. a. 検査、テスト実 月 → 日 O 必要 請求 □ 集金 求 □ 振込 出 □ 自動引		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	7 7 1/2	a、[行 P] 香 印
日付直接の依頼	∠	た D. 5Mpa 検査、テスト実 月 → 日 O 必要 請求 □ 集金 求 □ 振込 出 □ 自動引		・ - シャカタード ナ R 個 名:	が <i>03MP</i> も 】 : 告済み 〇	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	7 7 1/2] 香 印
日付直接の依頼	∠	た D. 5M p. a. 検査、テスト実 月 → 日 O 必要 請求 □ 集金 求 □ 振込 出 □ 自動引		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	7 7 1/2	a、[行 P] 香 印
日付直接の依頼	∠	た D. 5M p. a. 検査、テスト実 月 → 日 O 必要 請求 □ 集金 求 □ 振込 出 □ 自動引		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	7 7 1/2	a、[行 P] 香 印
日付直接の依頼	∠	た D. 5M p. a. 検査、テスト実 月 → 日 O 必要 請求 □ 集金 求 □ 振込 出 □ 自動引		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	7 7 1/2	a、[行 P] 香 印
日付 直接の位 精算方法 購買		## D. SM p. a. 検査、テスト実		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	デ <i>ス</i> 扱 ま □ を	合、[行 } ~] 客 <u>印</u> D他
日付直接の依頼	∠	## D. SM p. a. 検査、テスト実		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	デ <i>ス</i> 扱 ま □ を	a、[行 P] 客 <u>印</u> D他
日付 直接の係 精算方法		た D. SM D. A. 検査、テスト実 検査、テスト実 日 子 日 O 必要 ま金求 日 ほ込 田 目 自動引 確認 確認 確認 ア		- マキボジギ ナ - マキボジギ ナ - 様へ報行	が03MP4 】: 告済み 〇 担	す2-01 合否判別 不要 施 エ 担当者	デ <i>ス</i> 扱 ま □ を	合、[行 } ~] 客 <u>印</u> D他

(文書番号:Y-O51 ①)

All of the stands		小旭口	引(クレー	ーム)走止	処置報告	
発生日	2016(平	z成 28)年	9月17日	発生場所	*	紅鮎
処埋者	部署:	サービス課	部門/	処理者:	干阿桜舞	男
a. 不適合	の内容確認	認 (相手先	•悪影響•損失?	を明確に)		
不適合 分 類	口内部監査 口上長指摘		ム 口自主申告		卡達成 □業務上不備	請 □検査不適
既設ファンコ	イル撤去時σ)残置ト゚レン配	管の後処理が	不十分な為に天井に	内に水漏れが発生し	ました。
またドレン先ュ				おかつ配管を針金	で固定した状態の為	②判定者
配管が下が		なり水が漏れ		-		

b 不谪合	の処置(封	じ込め/緩和	缸/広急)(製	「只への手直し・修〕	Eを施した場合は、再	
			の記念を表現で記述して記述という			④検証
V/	2m T T 7 / 22 -	DXU ELE	/印の正・マン			
						11
c. 是正処	置(再発防	(止)の必要	性の評価と決	定		
- E3 Ar				4 1 mg 44 1 _ mgm 64		
The St. Northwest Contribution	見置の要否: 見置の期限: (平成	要・)年)		□ 重要な部分に不過□ 品質、コストへの計□ 今までにない初め□ 再発の可能性がを□ 再発の可能性がを□ 内部監査における	影響が大きい不適合 っての内容の不適合 ある業務上不適合 あるクレームの場合	A
■ 是正処 20	上置の期限: (平成)年 月	日 月 日 [□ 品質、コストへの計 今までにない初め 日本発の可能性ができる 再発の可能性ができる 再発の可能性ができる 内部監査における	影響が大きい不適合 っての内容の不適合 ある業務上不適合 あるクレームの場合	名明する。)
■ 是正処 20 d. 不適合 Measure (現	上置の期限: (平成 原因の特定 順定等))年 / 定(5M1G 3	日 日 日 f f f t r y ク を基に、 hine (機械・設備・	□ 品質、コストへの計 今までにない初め □ 再発の可能性がで □ 再発の可能性がで □ 内部監査における なぜなぜ分析を繰	影響が大きい不適合 つての内容の不適合 ある実務上不適合 あるクレームの場合 る不適合 リ返し、真の原因を努 Material(材料・部島	品・原料等)
■ 是正処 20 d. 不適合/ Measure(測 □ 測定(確	(平成 (平成 原因の特定 別定等) (認)対象外。 確認)もれ。)年 注(5M1G 5 Mach	I	□ 品質、コストへの計 今までにない初め □ 再発の可能性が □ 再発の可能性が □ 内部監査における なぜなぜ分析を繰	影響が大きい不適合 の内容の不適合 ある実務上不適合 あるクレームの場合 多不適合 リ返し、真の原因を多 Material(材料・部部 口 材料の間	品・原料 等) 違い。 らすい。
■ 是正処20 d. 不適合 Measure (測定(確	上置の期限: (平成 原因の特定 原因の特定 関定等) (配数)対象外。)年 「E(5M1G 5 Mack	日 日	□ 品質、コストへの計 今までにない初め □ 再発の可能性が □ 再発の可能性が □ 内部監査における なぜなぜ分析を繰	影響が大きい不適合 のての内容の不適合 ある実務上不適合 あるクレームの場合 あるがし、真の原因を多 「回 大料の間」 「一 安化した」 「一 保管管」 「一 在庫	a·原料 等) 違い。 らすい。 ぎ理の不備。 不足。
■ 是正処20 d. 不適合 Measure (別 測定(確 測定(確 測定(国の期限: (平成 原因の特定 関定等) (図)対象外。 確認)もれ。 ((確認)方法を定(確認)方法を)年 デ (5M1G 7 Mack を知らない。 ボエナカ。 差異。	月 日 日	□ 品質、コストへの計	影響が大きい不適合 のての内容の不適合 ある実務上不適合 あるクレームの場合 あ不適合 リ返し、真の原因を多 Material(材料・部語 日 材料の間 日 安化した 日 在庫	品・原料 等) 違い。 ⇒すい。 ぎ理の不備。 不足。 ル手順がない。
■ 是正処20 d. 不適合 Measure (測定(循 測定(循 測定(循	国の期限: (平成 原因の特定 関定等) (認)対象外。 確認)方法を定(確認)方法を定(確認)方法を表し、 連・相・確認の サービス仕様()年 (5M1G 7 Macri を知らない。 ネ不十分。 差異。 の差異。	日 日	□ 品質、コストへの □ 今までにない初め 一 有発の可能性が □ 再発の可能性が □ 内部監査における なぜなぜ分析を繰 等) がない。 維持管理の不備。 の性能不足。 の誤動作、故障。 ・ルを使わなかった。 レの未熟によるミス。 とけていなかった。	影響が大きい不適合 のての内容の不適合 ある実務上不適合 ある実務上不適合 あるの場合 あるが、上不適合 のでの場合 のでのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これ	は・原料等)違い。さすい。ぎ理の不備。不足。ル手順がない。シ手順を守らない手順の周知不足
■ 是正処20 d. 不適合 Measure (別	国の期限: (平成 原因の特定 関定等) (取対象外。 確認はれ。 (確認)方法を 定(確認)方法を 持・ニーズの 連・相・確認の ナービス仕様・)年 (5M1G 7 Macre を知らない。 ネ不十分。 差異。 の差異。	日 日	□ 品質、コストへの計算のではい初め、	影響が大きい不適合	□・原料 等) 違い。 さすい。 詳理の不備。 不足。 ル手順がない。 ・手順を守らない 手順の周知不足順の不備。
■ 是正例 20 d. 不適合 測定(確 測定(確 測定(測定 類(1	原因の期限: (平成 原因の特定 制定等) 直認)対象外。 確認)もれ。 定(確認)方法を 定(確認)方法を 力・になせ様。 カービス性様 、ケーション差・ 大きな相違))年 / Mach E (5M1G5 Mach を知らない。 ま不十分。 差異。 の差異。 の差異。 Man(日 日	□ 品質、コストへの計画 コストへの計画 内部性ができる。 日発の可能性ができます。 内部監査における なぜなぜ分析を繰ります。 おおいる は特管理の不備。 の性能不足。 おいました。 おいました。 かいました。 かいました。 ないまた。 カキ)	影響が大きい不適合 のての内容の不適合 ある実務上不適合 ある実務上不適合 あるの場合 あるが、上不適合 のでの場合 のでのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これ	□・原料 等) 違い。 さすい。 詳理の不備。 不足。 ル手順がない。 ・手順を守らない 手順の周知不足順の不備。
■ 是正例 20 d. 不適合 測定(確 測定(確 測定(測定 類(1	原因の期限: (平成 原因の特定 制定等) 直認)対象外。 確認)もれ。 定(確認)方法を 定(確認)方法を 力・になせ様。 カービス性様 、ケーション差・ 大きな相違))年 / Mach E (5M1G5 Mach を知らない。 ま不十分。 差異。 の差異。 の差異。 Man(F	□ 品質、コストへの計画 コストへの計画 内部性ができる。 日発の可能性ができます。 内部監査における なぜなぜ分析を繰ります。 おおいる は特管理の不備。 の性能不足。 おいました。 おいました。 かいました。 かいました。 ないまた。 カキ)	影響が大きい不適合	□・原料 等) 違い。 さすい。 詳理の不備。 不足。 ル手順がない。 ・手順を守らない 手順の周知不足順の不備。
■ 是正例 20 d. 不適合 測定(確 測定(確 測定(測定 類(1	原因の期限: (平成 原因の特定 制定等) 直認)対象外。 確認)もれ。 定(確認)方法を 定(確認)方法を 力・になせ様。 カービス性様 、ケーション差・ 大きな相違))年 / Mach E (5M1G5 Mach を知らない。 ま不十分。 差異。 の差異。 の差異。 Man(F	□ 品質、コストへの計画 コストへの計画 内部性ができる。 日発の可能性ができます。 内部監査における なぜなぜ分析を繰ります。 おおいる は特管理の不備。 の性能不足。 おいました。 おいました。 かいました。 かいました。 ないまた。 カキ)	影響が大きい不適合	□・原料 等) 違い。 さすい。 詳理の不備。 不足。 ル手順がない。 ・手順を守らない 手順の周知不足順の不備。
■ 是正例 20 d. 不適合 測定(確 測定(確 測定(測定 類(1	原因の期限: (平成 原因の特定 制定等) 直認)対象外。 確認)もれ。 定(確認)方法を 定(確認)方法を 力・になせ様。 カービス性様 、ケーション差・ 大きな相違))年 / Mach E (5M1G5 Mach を知らない。 ま不十分。 差異。 の差異。 の差異。 Man(F	□ 品質、コストへの計画 コストへの計画 内部性ができる。 日発の可能性ができます。 内部監査における なぜなぜ分析を繰ります。 おおいる は特管理の不備。 の性能不足。 おいました。 おいました。 かいました。 かいました。 ないまた。 カキ)	影響が大きい不適合	□・原料 等) 違い。 さすい。 詳理の不備。 不足。 ル手順がない。 ・手順を守らない 手順の周知不足順の不備。
■ 是正例 20 d. 不適合 測定(確 測定(確 測定(測定 類(更) 類(日 表(日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	原因の期限: (平成 原因の特定 制定等) 直認)対象外。 確認)もれ。 定(確認)方法を 定(確認)方法を 力・になせ様。 カービス性様 、ケーション差・ 大きな相違))年 / Mach E (5M1G5 Mach を知らない。 ま不十分。 差異。 の差異。 の差異。 Man(F	□ 品質、コストへの計画 コストへの計画 内部性ができる。 日発の可能性ができます。 内部監査における なぜなぜ分析を繰ります。 おおいる は特管理の不備。 の性能不足。 おいました。 おいました。 かいました。 かいました。 ないまた。 カキ)	影響が大きい不適合	品・原料等) 違い。 つすい。 手理の不備。 不足。 ルチ順を守らない。 ノ手順を守らない 手順の周知不足順の不備。

桑工 强仁





開 1081029 H21. 2. 16 ハッピーライフ の工事:修理体	ゆりの郷 ゆりの郷 頼内容ゆりの	確認) 報 受 付 顧客TE 管理番 工事場 D郷/厨房の天	-= 号	0 0 0 愛知郡愛荘町		分類 番号 No.K 確 認
H21. 2. 16 ハッピーライフ ハッピーライフ	ゆりの郷 ゆりの郷 頼内容ゆりの	受付願客TEI管理番 工事場。 フ郷/厨房の大	者 田	0		19 D
.966 T	ゆりの郷	顧客TEI 管理番 工事場	井より水漏れ	0	市 1509	
ハッピーライフ	頼内容ゆりの	工事場	所 井より水漏れ	75	市 1509	
27 24 27 24 29	頼内容ゆりの	0郷/厨房の天	井より水漏れ	爱知郡爱荘町	市 1509	
の工事:修理体						
	7 0703	種業 (18 p/2			
		VCV see No.				
= 700						
・結果報告						
国尼亚松 张	もおいれも	レ、ミドにほと	んかある. 話作	9 呼记人	なかき	18t-127
	かれた開	中外多路	7 1= ZAA1	果。(田口言果)	見の指	示1=よ1
ままれま	してきてい	かんの事で	i te o			
	9 月 3	日 お客	0.00000 0.000	服告済み Ø	不要	
	□ 振込	見積No				根里
				□ を生せ	<i>(</i>):	
() () ()	HE DO WE D	5 71 AK	[→] 具	□ 合元ソ	12	П
	対点 素が水 対点 対点 対点 素が水 対象 の が 対象 の が 対象	対応事務 すれた関に 記述 は 1 まれた関に 記述 は 1 まれた関係 記述 は 1 まれた関係 大き 2 ままが 工作 3 月 3 類者へ報告	対応事務 デルト間 33 を AC 中	対応事務所でおよいでもレーマーに トイル 中 まる。 新聞 対象の通り さいた 知の	対点 多	対点事務所で表に人でして 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1



FV取付非常 横さ法が決ま、ているため関の部プラジでで 調整はと思われる。



HEINI.





水中ボンド補偽後

給水芯と排水芯のズレを排水管とフランジの取付で 調整したと思われる 写真からは給水芯と排水芯が遠すぎて 調整したと思われるが遠い場合は フラッシュバルブ側の短管を伸ばせば良いので 部品を発注して対応して下さい 引き渡した後のシールや水中ボンドの効果まで 永久に保証出来ません!

皆さんの家で高い費用を払った新築の家で 上の階から汚水が漏れてきたらどう思いますか?

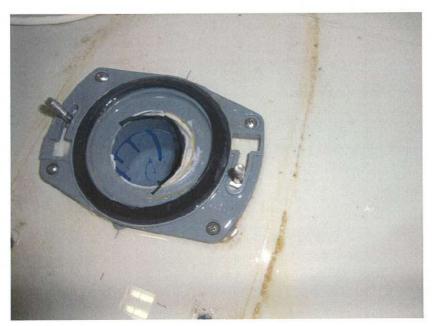




· ZFMCtisontak

開のにでし、コーキングで特着、補偽しておる「状態」





受付日	H24.7.2	4	受付者	f f	巻		確	認	V
	国立滋賀大学	一里不由不管	顧客TEL		0749-2	7-1005			
依 頼もと	1078 61806	大大 大	管理番号	3	0749-2	7-1005			
工事名	国立滋賀大学		工事場所	ī	彦根市馬場	1-1-1			
顧客から	の工事:修理依頼	類内容 国立	滋賀大学/研究	完室609号室	の天井より	水漏れ			
					- / (7	726)			
修理内容	・ 結果報告	1,1 2 14	X- 37 12 F	- 3 71 3 2	<u> </u>				
₹. 17	うちゃの接着か	トレンラ女	着 ミス12 よ も人でした。	接著し	吃~127	党3			

計略法里「	J	総査 テフト	宝施: 方法 「	汤水	1	· 会丕判:	÷[]:	<u>-</u>	7 क
試験結果[I	検査、テスト	-実施:方法【 お客様確		1	: 合否判:	定 じ í	合、 [] 否
	ゴ 24年 万		お客様確	認欄	1	: 合否判:	定 じ í	숨, [] 香 印
日付	24年 17		お客様確	認欄 樣名:		: 合否判:	定図;	会、 [
日付 直接の依頼	24年 17	7月 26 ○必要	お客様確日お客	認欄 樣名:			定	숨, [
日付 直接の依頼	→ 4年→ 5→ 3→ 4年→ 5→ 5→ 6→ 7→ 7<th>7 月 之 (C 必要 求 [] 集金 t [] 振込</th><th>お客様催日 お客</th><th>認欄 樣名:</th><th></th><th>〇不要</th><th></th><th>今、[</th><th>Ф</th>	7 月 之 (C 必要 求 [] 集金 t [] 振込	お客様催日 お客	認欄 樣名:		〇不要		今、[Ф
日付 直接の依頼 特算方法	→ 2 4 年 「	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	認欄 樣名:		O 不要 施 工			Ф
日付 直接の依頼 精算方法	→ 4年→ 5→ 3→ 4年→ 5→ 5→ 6→ 7→ 7<td>7 月 之(〇 必要</td><td>お客様催日 お客</td><td>認欄 樣名:</td><td>発告済み (1)</td><td>O 不要 施 工</td><td></td><td></td><td>· 印 /军</td>	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客	認欄 樣名:	発告済み (1)	O 不要 施 工			· 印 /军
直接の依頼 情算方法	→ 2 4 年 「	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者		更	· 印 /军
日付 直接の依頼 特算方法	→ 2 4 年 「	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者		更	· 印 /军
日付 直接の依頼 精算方法	→ 2 4 年 「	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者		更	· 印 /军
日付 直接の依頼 精算方法	→ 2 4 年 「	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者		更	· 印 /军
日付 直接の依頼 清算方法 購買品	②4年 万 資者へ報告 □ 出来高請 □ 見積請水 □ 見積提出 ○ 外注)の 面	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者	47	(年)	印)肾 C他
日付 直接の依頼 清算方法 購買品	→ 2 4 年 「	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者	47	更	印)肾 C他
日付 直接の依頼 精算方法	②4年 万 資者へ報告 □ 出来高請 □ 見積請水 □ 見積提出 ○ 外注)の 面	7 月 之(〇 必要	お客様催日 お客 見積No	説欄 様名: 様へ新	発告済み (1)	O 不要 施 工 担当者	47	(年)	印)肾 C他











受付日	H28.7.25	受付者	木村	確認	L
顧客名	悠悠の館	顧客TE_=	0749-52-2	2800	
依 頼もと	796	管理番号	0749-52-2	2800	
工事名	悠悠の館	工事場所	米原市磯1729	9	
顧客から	5の工事:修理依頼内容 悠悠	の館/ケアルームの洗面	器付け直し作業		
修理内容					
	洗用器、水、物つく	とのことでは様	走了屋下地。	アンマカラす	
	1まとんでコーキング	りてきているまま	60 11 2450 1/2 12 13 21 18 12	(U) = 1	
	中地主外7月	心加入扩展的	ナディングレも	入少公和原言主	发15
	X Treet to Lot To	67.7EI	回補條理上	オナッナンカナッナブ	, (-,
	FAX土下。7.13	とから、また。また	たれたはたい	(五)原均因系	11
試験結果	検査、チスト	実施; 方法【		合否判定 二 合、[否
日付	28年8月30.	お客様確認欄 日 お客様名:			
	# 4	ロ の名様 <u>与</u>	様へ報告済み 〇	 不要	
精算方法	出米高請求 🏻 集金	見積No	施		
和弄/3/4	見積請求し振込	761RI VO		当者	
	見積提出 自動語	引落			
	品 (外注) の確認 確認	图方法 写真	[客先サイ	(ソ)他
購買品	G () , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
購買品		L			
購買品					
購買品					
購買8					
購買る					
購買 8	O 有り [10	無し
	O 有り [サードフな戸 預り	2 H M	10	無し
		サービス係長 現均	弱担当	10	無し

.













(文書番号:Y-051 ①)

		不	適1	合(クレ	<u>, — </u>	丛 ,	是正	処置幸	日 告 書	.	
発生日	2016	(平成	28)	年 9	月 3	日		発生場所		米原市立	西部給食物)—
処理者	部署:	1	サーヒ゛ス	課	部門。	/ 処理	里者	;	木村	正則		•
a. 不適合	の内容	確認 (相手先	·悪影	響・損	失を明	確に	-)				
不適合 分 類	口内部! 口上長打			ムロ	自主申				達成 口業	務上不備	口検査不適	i合)
地下ピットグ	排水管	破損										
								流の熱湯が排			②判定者	①作成者
熱によりビニ		お化が進	はみ配り	管が破	損して	しまった	たよう					
											7.1	11
b. 不適合	の処置(封じ込	め/緩	和/応	急)(製品/	への	手直し・修正	を施した場	合は、再	検証を行う)	
今回は緊急	急性が有	った為、	塩ビ西	2管に	て一部	やり替っ	えに	て完了			4)検証	③処理者
※熱湯を排	水する系	統は場合	合は、	耐熱の	素材で	施工す	する』	必要性があり)ます。			
***************************************											11	11
c. 是正処	置(再発	防止)	の必要	性の	評価と	決定	180			A STATE		
■ 是正処 ■ 是正処 20	置の要否 置の期限 (平成			• 否 月	B		重要 重要質。 今ま 一 一 再発 の 再発	型置"要"の場合な部分に不適なコストへの影でにない初めの可能性があの可能性がある。	合が発生した響が大きいての内容のる業務上不るクレームの	不適合 不適合 適合		⑤判定者
d. 不適合/	原因の特	捷 (5	M1G	チェッ	クを基し	こ、なも	≝なも	ぜ分析を繰り	返し、真の	原因を究	明する。)	
□ 測) □ 期1	認)対象の 確認)もれ。 (確認)方; 定(確認)方 時・ニーズ 手・コーズ 上・相・確認 ナービス仕 ケーション 大きな相違	。 まを知られ i法不十分 の差異。 ②の不足。 様の差身 差異	が。 Man		□ 設 □ ス □ ス □ 指導 ※務に必 要素・技	は備がなの維持を関係の性機器の認識をおいる。	管理(能不 県動作 未熟(た)ないないないない。	作、故障。 かなかった。 によるミス。 こかった。 不足。		材料の間。 劣化しや 以保管管 日 在庫 ² 日 ルール	すい。 理の不備。 F足。 レ手順がない。 手順を守らなし :順の周知不足 頂の不備。	
											⑦確 認	⑥処理者
											C)THE BIG	①处理 有
		*************	**********								7.1	1.1

6. 安全教育

7. 請求書の記入について

О Ш		県長浜市□□□ 受備 4-△△△△]町567-8 ○○ 設備	新琵	要 <mark>レ 番 号 </mark>	3 造第一期新	称工車	連場担当者名 鎌田 注文書に書	かれた工事名
瀬産	契 注文 No.	* 5	査定1…注文書に書か	棚かな浴れる	請求金	1000	(消費税を含まず)		
商	契約金額	100000	・注文書に書か	1 1 1 1 1	支出項目名	175 D	···当月の請求金報 予算見積	支	出 額
株式	総出来高額	70000	()・・・当月請求した						
会	既受領額	20000			支払いした金額				
社	今回請求額	50000	〇・・・当月の請求金	額					
御	残高	30000	〇 …当月の請求金	額を受領した	うえでの残高				
the ch	I	事内	8		合		āt		
0	注意事項 請求書締日(起票日) に 但し12月のみ変更します 請求書は会社へ毎月25 必ず25日中に会社に届	すので事前に案内を迫 日必着です。	は付します。 協力 記入	内は当社企業者の皆様 しないで下	長は		(支 払	承認額
	経理部)(決	裁 承	認	担当	1冊(50部) 和		円です して頂く様に	To bring a	

請求内訳書

No.

工事名新琵琶湖博物館創造第一期新築工事

業者名

○○設備

名	称	数量	単位	単	価	金	額	1	出来高%	累計	出来高	查	定	額
冷水配管工事		1	式				500 0	000	70%		700,000			
													7	
											自社担	当之	がさ	宗宗
											<u> </u>		1/4 · F	-/-
					-							<u> </u>		
											-			
					_		-			-			<u> </u>	
					-		- !						<u> </u>	-
													<u> </u>	
			,											
1冊(50部) 税込240P	日です		,		-		-			-	-			
可能な方は専用請求	き書で請求	して頂	く様に	お願	いします			_						
内訳書に関しては業	者さんの専	用請	水書も)計刊	している	E 9				:				

074	○設備 49-64-2	長浜市 情 △△△		了567-8 ②		新書	1040 02 工 事 琵琶湖博物館創設 设配管工事	8		…工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	兼田 事名が分 る称で記 ない場合	かって入して	
各協力業者様の	業者コード					100	V ≡± -A ∆	京古		担当者	音に確認し	して下さ	es?
芝 注文 No.		約		查	定	欄	請求金	額	(消費税を含さい当月の請求	(す)	税别)		
契約金額							支出項目名	項目	予算見積		支	出	額
総出来高額												T	T
既受領額													
今回請求額													
残高					# 4 # # # # # # # # # #				Little Control of the				
	I	事	内	8			合		āt				
注意事項 請求書締日(起 但し12月のみ変 請求書は会社へ 必ず25日中に会	更しますの毎月25日	で事前に必着です。	案内を送ん 。	けします。	ž.		赤枠内は当社 協力業者の皆 記入しないで	様は 下さい		6	支 払	承	33
経理部	決	裁	承	認	担担	当	1冊(50部) 和 専用請求書			にも	: 盾音 と、、1	しまる	-
							7万明八音		が様控え ②③		書として		て下さ

請求内訳書

No.

工事名新琵琶湖博物館創造第一期新築工事

業者名

○○設備

名	称	数量	単位	単	価	金	額	出来高%	累計出来高	査 定 額
仮設配管工事		1	式				25 000	100%	25 000	
1:										7
									自社担	当者が査定
	<u> </u>									
					-					
				-						
1 Ⅲ (50克7) 44 7 240 円 7	s- 1		٠,							
1冊(50部) 税込240円で 可能な方は専用請求書	で請求し	て頂	く様に	お願	いします	_				
内訳書に関しては業者	さんの専	用請	杉書 も	許可	していま	す				

8. 協力業者様からの 要望・提案